

学長選考・監察会議の委員の選出方法及び選出理由について

<経営協議会からの選出委員>

学長選考・監察会議の学外委員は、国立大学法人佐賀大学学長選考・監察会議規則（平成16年4月1日制定）第3条第1項において「国立大学法人佐賀大学経営協議会規則（平成16年4月1日制定）第2条第3号の委員のうち、国立大学法人佐賀大学経営協議会において選出された者 7人」と規定しており、当該委員を経営協議会の審議により選出している。

経営協議会学外委員は、大学に関し広くかつ高い識見を有するとともに、大学の経営状況についても把握しており、経営上の観点から学長の選考及び業績評価を適切に行うことができる。

以上のことから、経営協議会の審議により、経営協議会学外委員の中から学長選考・監察会議の委員として選出している。

<教育研究評議会からの選出委員>

学長選考・監察会議の学内委員は、国立大学法人佐賀大学学長選考・監察会議規則第3条第2項において「国立大学法人佐賀大学教育研究評議会規則（平成16年4月1日制定）第2条第1号及び第2号を除く委員のうち、国立大学法人佐賀大学教育研究評議会において選出された者 7人」と規定しており、当該委員を教育研究評議会の審議により選出している。

本学は教育研究組織として教育学部、芸術地域デザイン学部、経済学部、医学部、理工学部、農学部及び医学部附属病院を有しており、これらの教育研究組織の長は、教育・研究・診療及び各組織の観点から、学長の選考及び業績評価を適切に行うことができる。

以上のことから、教育研究評議会の審議により、学長及び理事を除く教育研究評議会評議員の中から、各教育研究組織の長を学長選考・監察会議の委員として選出している。